愛媛県教育委員会11月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成26年11月20日 (木) 午前10時00分 愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6 人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 関 啓三 委員 堺 雅子 委員 脇斗志也 委員 攝津眞澄 教育長 仙波隆三

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 井上 正 指導部長 北須賀逸雄 教育総務課長 土井一成 教職員厚生室長 伊藤 理 生涯学習課長 越智 孝 文化財保護課長 藤田 享 保健体育課長 近藤正典 国体競技力向上対策室長 村山俊一郎 義務教育課長 吉田慎吾 高校教育課長 長井俊朗 人権教育課長 峯本陽子 特別支援教育課長 西原昇次

- 6 会議の概要
- (1) 開 会

委員長 午前10時00分開会を宣する。

委員長 その他の協議案件の教育委員会関係の条例の一部改正案 2 件及び平成26年度12月補正予算案については、今後、知事が最終決定 をして、県議会に上程される予定の案件であるが、知事による公表が されていないことから、また、表彰案件 4 件については、いずれも人 事案件であることから審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 10月定例会会議録の承認

委員長 10月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

○「長浜大橋」の重要文化財(建造物)の指定について

文化財保護課長 大洲市に所在する長浜大橋については、去る10月 17日に開催された国の文化審議会の審議・議決を経て、重要文化財に 指定するよう文部科学大臣に答申された旨、橋の特徴及び評価された 事項並びに今後の動向について報告する。

〇平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表方針について

保健体育課長 平成26年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査 の結果公表方針について報告する。

委員長 中学校2年生では下向きの黒い矢印が多く、小学校5年生 と比べると顕著な違いがあることについてどう捉えているか質問する。

保健体育課長 25年度のデータをランダムに並び替えたものであり、 昨年度は中学校2年生が全国平均を若干下回っていたため下向きの矢 印が多くなっている旨回答する。

○第69回国民体育大会(長崎大会)の結果について

国体競技力向上対策室長 第69回国民体育大会(長崎大会)の結果 について概要を報告するとともに、今回の結果を踏まえ、県体育協会 や各競技団体の意見も聞き、効果的な支援の在り方を検討していきた い旨報告する。

脇委員 必ずしも開催県が優勝する必要はないが、3年後を考える と現在の21位が期待をもたせる順位かどうか不安な部分がある旨、教 職員の関心がないように思えるため、その辺の徹底をお願いしたい旨 意見を述べる。

国体競技力向上対策室長 開催3年前の21位という位置は、先催県に比べても遜色ない位置にいると考えている旨、開催県以外の県は各ブロック大会を勝ち抜いたものだけが本国体に出場できるシステムである旨、愛媛国体の時には開催県であるため全競技全種別において出場権を持っているため、今後更なる努力をしていく必要があると考えている旨、競技力向上等に向けての県民全てを含んだ上での気運の醸成については、各競技団体や県体育協会と連携し、県民に訴えながら対応していきたい旨、また教職員等についても、現在のターゲットエイジ(小学6年生から中学3年生までの範囲)が来年度から高校に進学することも踏まえて、全体で意識を統一して競技力向上に努める旨回答する。

○公文書非公開決定に対する審査請求に係る情報公開・個人情報保護 審査会からの答申について

義務教育課長 元教員に関わる教員免許が発行されていることが分かるものに係る公文書非公開決定に対する審査請求について、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会の答申内容を報告する。

委員長 情報公開請求について質問する。

義務教育課長 ある者が本県で教員免許状を授与したかどうかを調査していることに対して非公開決定したものである旨回答する。

(4) 議事

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

○教職員の報賞について

高校教育課長 死亡した県立学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 教頭先生が途中で亡くなられた後は補充をするのか質問する。

高校教育課長 職員数も多く、後5か月あるため、後任の者を11月 1日から、総合教育センターの方から教頭試験に通っている者をすぐ 充足している旨回答する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(5) その他

○平成27年4月1日付教職員人事異動基準について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 平成27年4月1日付教職員人事異動基準について、 その適正を期すため定める基準案を説明する。

委員長 意見を求める。

堺委員 ワークライフバランスのことを入れていただいたのはすご くありがたいと思うが、これは女性だけのことではなく、男性の面で も同じことが言えると思うため、男性職員にも啓発をお願いする旨意 見を述べる。

教育長 特に最近女性の管理職試験受験者が減っており、管理職に なった場合に遠隔地勤務をするということを心配されているというこ とがあるので、あえて女性について特に規定をしている旨回答する。

堺委員 学校現場の高い能力を持った女性の教職員の方達が適材適 所で能力を発揮できるようになるとよい旨意見を述べる。

委員長 特に女性のというふうに書かれると嫌がる女性もあるかも しれない旨意見を述べる。

堺委員 女性女性と言われると仕事もしにくくなるので、仕事の上では女性男性関係ないとは思う旨意見を述べる。

教育長 「女性の」という文言を取るという手はあるが、これは女性というのをアピールすることで女性の管理職を増やす目的がある旨回答する。

堺委員 女性の校長や教頭の割合について質問する。

義務教育課長 小学校の校長の割合が19.7パーセントで58名、中学校の校長が3.9パーセントで5名、小学校の教頭が16.5パーセントで49名、中学校の教頭が4.5パーセントで6名である旨、管理職の比率は、県下全体で13.8パーセントであり、全国と比較すると2パーセント程度低い旨回答する。

高校教育課長 本県の県立学校では、高等学校及び中等教育学校に おいては校長教頭含めて管理職が8.1パーセント、全国平均が7.5パー セント程である旨、特別支援学校では28.6パーセントで全国平均が 23.1パーセントであり、若干ではあるが全国平均を上回っている旨回 答する。

堺委員 女性の管理職の割合が特に小学校では全国的に高い時期が あったと思うが、それから比べるとずっと割合が下がっているのか質 問する。

義務教育課長 御指摘のとおりである旨、小学校の校長については全国平均を0.6パーセント上回っているが、それ以外の特に小学校の教頭は全国平均と比べると5パーセント低い数字である旨、教頭が低いということは後々校長への影響が出るため厳しいと考える旨、志願者数の推移を見ると、30人強で大体横ばい状態である旨回答する。

脇委員 試験を女性が受けやすくするためには、一般の教職員の協力体制が大事である旨、女性が管理職になったからといって、十分な意思の疎通が妨げられるようなことがあっては意味がない旨意見を述べる。

義務教育課長 女性管理職に対する意思の疎通が妨げられるような 状況にはなっていない認識である旨、校長・教頭・女性管理職も的確 に学校経営を行っており、問題ないと思う旨、教頭昇任の際の平均年 齢が52歳であり、40代後半頃から受験を始めると、この時の家庭状況 は御自身の子供が中学や高校であり、子供の面倒を見ないといけない ため広域人事に対応できないという形が出ている旨、各教育事務所か ら調査を行った結果について、特に南予から出てきた声で特徴的なこ とは、別居を余儀なくされることに対して、女性の管理職への手が非 常に上がり難い旨、教職員の約20パーセントが夫婦で同職であり、今 回管外異動で自分の住んでいる管外へ出ている管理職が34名であり、 そのうち27名が別居している状況に対して、非常に女性の教員の方々 が警戒をされているのではないかと思う旨回答する。

関委員 女性の問題は一般企業でもそうだが、少子化を防ぐためには夫婦両方が働くということに対してどう取り組むかである旨、特に子育てが中心になるが、いろいろな条件を考えてあげるということになると思う旨、夫婦が転勤の関係で別居になると支障が出るので、通

勤可能な範囲で特例を設けるなどの取組をもっと積極的に行い、そのことを大いにPRして応募者を募ると良い旨、管理職への登用を希望する人を増やしていく取組をもっと進めて欲しい旨、どうしても男女の比率を考えると女性の活躍する場を広げていかないといけないので、そういう意味ではできるだけ愛媛県として先進的な取組を是非やって欲しい旨意見を述べる。

義務教育課長 本年度の新たな取組は、資質能力の高い女性教員に対して、市町教委の管理職から後押しをするというお願いをした旨、志願書に男女を問わず、今年度から個々の事情を配置に反映するため、赴任地欄で自分がどういう赴任地を希望しているかという希望を取った旨、女性への配慮を考えているが、意外に男性も希望をたくさん書いていた旨回答する。

関委員 最近産業界での注目は、男性が育児休業を取りなさい、子育ではやはり女性のみならず男性もやりなさいと盛んに言われているため、今言われているようなことは考えていかないといけないと思うが、あまり希望ばかり聞いているとなかなか難しいのでエリアということで、ある程度は県教委の意向で配置はするということを取り組むべきだと思う旨意見を述べる。

脇委員 女性の校長の場合、男性教頭の配属をと思われると思うが、 女性の校長でも女性の教頭の方が意外と進みやすいということが多い と思うため考慮に入れていただきたい旨意見を述べる。

攝津委員 南予の女性の校長先生と話をしたのだが、今は核家族や母子家庭が特に多いそうで、朝御飯を食べてこなかったりする子供達がいる中で、校長先生が女性なので朝御飯を食べるにはどうしたらいいかということで、御飯を炊けるように自立させるように支援をしたり、学校で工夫して、子供のまず自立ということを考えて指導していることを聞いて、そういう女性の管理職の先生がもう少し増えたらうれしいと女性の立場で思う旨、管理職の先生と同じ年代なのでよく分かるが、子供が中学、高校くらいになり手が掛からなくなるが、今度は親の介護があり、そういう面も考慮していただけたら女性としてはうれしい旨意見を述べる。

堺委員 先ほど関委員が県として先進的な取組をと言われたことで思ったのだが、夫婦で同職が20パーセントということは学校現場の男性教員は育児休業を取りやすい環境にあるということなので、赤ちゃんが生まれて母乳をやっている時期に代われというのは当然無理だが、3年取れるのであれば最後の1年は男性が取ることをもっと奨励してもいいのではないかとも思う旨、特に管理職は公募制だが、公募制を維持しつつも、市町からの推薦制も併せて取り入れるような募集の仕

方も工夫したら面白いのではないかと思う旨意見を述べる。

委員長 育児休業取得の年齢はある程度若い層だと思うので、管理職に対する配慮よりは、むしろ教諭に対する配慮が必要であると思う旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨官する。

○教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部 改正について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 人事委員会の報告及び勧告に従い、教育長の給与、 退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正することに ついて、概要及び条例案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨官する。

- ○教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- ○平成26年度12月補正予算案について

委員長 協議題の説明を求める。

高校教育課長 人事委員会の報告及び勧告に基づき、教育職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明するとともに、条例改正に伴う12月補正予算案を説明する。

委員長 管理職の特別勤務手当の改定については、人事委員会勧告に基づくものか質問する。

高校教育課長 そのとおりである旨、大規模災害などではない限り 手当支給の対象とならないため、基本的にはそれほど手当額の増額は ないと考えている旨回答する。

委員長 教育委員会独自で検討した手当か、人事委員会の方から提 案されたのか質問する。

高校教育課長 基本的に人事委員会勧告でこのことが入っている旨 回答する。

攝津委員 企業というのは大体年を重ねるうちに給料が上がってい くのが普通だと思うが、知り合いの元校長から、校長就任時の方が給 料が良くて、その後下がったという話を聞いたが、下がることはある のか質問する。

義務教育課長 55歳を超える職員の給与減額措置が平成22年から始まっており、校長及び事務長が対象となっている旨回答する。

委員長 私も現職の校長時代に下がったので、下がることはある旨、 財政のひっ迫で給料を減らされ、最近は少し戻しているらしいが、皆 さん気の毒な状況にあるという気がする旨意見を述べる。

脇委員 特別会計はどういったものか質問する。

教職員厚生室長 愛媛県の奨学資金特別会計である旨、経済的理由 で進学できないような高校生に対して奨学資金を貸与するための特別 会計である旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成27年秋の叙勲について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成27年秋の叙勲候補者について、教育功労(5名) 及び学校保健功労(1名)の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

脇委員 教育功労の候補者の地域の内訳について質問する。

教育総務課長 教育功労の候補者の地域内訳に関して回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨官する。

○平成26年度県政発足記念日知事表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成26年度県政発足記念日知事表彰の被表彰候補者 (2名) の推薦について説明する。

委員長 被表彰候補者の居住地について質問する。

文化財保護課長 被表彰候補者の居住地に関して回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

〇平成27年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(個人)文部科 学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成27年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体 (個人)文部科学大臣表彰の被表彰候補図書館(1図書館)及び被表 彰候補者(1団体)の推薦について説明する。

脇委員 図書館等が市や町で民営化されたようなところの候補としての扱いはどうか質問する。

生涯学習課長 運営形態については指定管理者か直営であるかとい

うことは関係なく全て対象としている旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成27年度子どもの読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰について 委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 平成27年度子どもの読書活動優秀実践校文部科学大 臣表彰の被表彰候補校(3校)の推薦について説明する。

攝津委員 選ばれた学校の取組がホームページで記載されているか 質問する。

義務教育課長 表彰された優秀な取組の学校については、基本的に はホームページで示したい旨回答する。

攝津委員 内容についても示すのか質問する。

義務教育課長 紹介できる範囲は限られるが、特徴的な取組で他校が参考になるようなものをお知らせしていきたい旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会

委員長 午前11時8分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。